

令和9年度 今治市奨学生を募集します！

令和9年度募集より、年2回（10月と2月）の募集期間を設けます。また、大学（短大含む）・専修学校（専門課程）への進学者の貸与金額を月額50,000円に増額します。
※令和8年9月議会において議決を得た場合に限る。
※すでに貸与中の方は、月額30,000円では変更はございません。



対 象

以下の条件を全て満たす方

- 市内に1年以上居住する方、または1年以上居住する方の子
- 令和9年度に高校・高等専門学校・大学・専修学校（専門課程）に進学する方
- 学業成績が優秀で修学に耐え得る方（学力評定平均値 原則として中学生3.0以上、高校生3.5以上）
- 経済的事情により修学が困難な方（所得制限あり）
- 河野育英会、檜垣育英会、加根又育英会の奨学金を受けていない方

- 貸付金額 高校12,000円、大学50,000円（月額）
- 償還方法 貸付終了後1年据え置き、高校・高等専門学校・専修学校（専門課程）・短大は8年以内、大学は10年以内に全額返還（無利子）
- 採用予定者数 高校15人程度、大学25人程度
※状況により変更となる場合があります。
- 応募用紙配布場所 市内の中学校・高校、教育大綱推進課、各支所（平日 8:30～17:15）

- 応募先 10月1日（木）から30日（金）までに申請書と必要書類を添えて、教育大綱推進課または各支所へ
※応募用紙はホームページからダウンロード可能です。
TEL 0898-36-1611
FAX 0898-25-1700（代）



ホームページ

国民年金保険料 育児免除制度10月1日スタート

子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間における国民年金保険料の納付を免除される「育児免除制度」が始まります。

子を育てている方（実父母・養父母）は育児免除を申請することで、免除期間は国民年金保険料を納付したもののとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

なお、免除対象者が国民年金第1号被保険者かつ子の実母である場合、育児免除制度に加え、出産前後の一定期間における国民年金保険料の納付免除期間は申請により、「産前産後免除制度」が適用されます。

- 対 象 国民年金第1号被保険者の実父母・養父母のうち、以下の①～③全てに該当する方（施行日より前に子を養育することとなった場合は、令和7年11月以降の養育であること）
 - ① 子との身分関係が継続していること
 - ② 子と同一住所であること
 - ③ 子が生存していること

- 免除期間
 - 実母… 産前産後免除期間を除き、令和8年10月1日以降で子を養育することとなった日の属する月から子の1歳の誕生日の前月
 - 実母以外… 令和8年10月1日以降で子を養育することとなった日の属する月から子の1歳の誕生日の前月

- 申請先 保険年金課または各支所（本人確認書類が必要）

- 問合先 保険年金課
TEL 0898-36-1520
FAX 0898-32-5211（代）
今治年金事務所 国民年金課
TEL 0898-32-6141
FAX 0898-32-3519

資格取得を応援 高等職業訓練促進給付金

20歳未満の子を扶養する母子家庭の母および父子家庭の父が、就労に有利な資格を取得する際に、生活費を支援する給付金制度です。

- 対 象 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士ほか
- 給付月額 修業期間中
市町村民税非課税世帯 100,000円
その他の世帯 70,500円

- 申請の流れ
 - ① 資格取得を検討したら、まず母子・父子自立支援員に相談ください。
 - ② 養成機関に合格し、在学証明書が取得できたら、申請ください。

- 問合先 ネウボラ推進課 母子・父子自立支援員
TEL 0898-36-1553



ホームページ

今治市中学生議会

8月4日（火）、市内9校から27人が議場に集い、中学生議会が開催されました。詳しくは「いまばり市議会だより 11月1日号」で掲載予定です。

